

特別養護老人ホーム花ぞの 料金表

平成30年8月1日改定

◆ 介護保険適用サービス費（利用者負担分）

要介護	介護サービス費	機能訓練加算	栄養マネジメント加算	日常生活継続支援加算	夜勤職員配置加算	看護体制加算	1日あたりの利用料金(円)		
							1割	2割	3割
1	636	12	14	46	21	4	743	1486	2229
2	703	12	14	46	21	4	811	1622	2433
3	776	12	14	46	21	4	885	1770	2655
4	843	12	14	46	21	4	953	1906	2859
5	910	12	14	46	21	4	1021	2042	3063

◇ 寄居町は地域区分7等級のため、1単位あたり10.14円の計算となります。

◆ 食費/居住費（ホテルコスト）

利用者負担段階(※)	1日あたりの食費(円)	1日あたりの居住費(円)	1日あたりの食費・居住費の合計(円)
第1段階	300	820	1,120
第2段階	390	820	1,210
第3段階	650	1,310	1,960
第4段階	1,380	1,970	3,350

◆ 特別な室料(円)・・・上記居住費にそれぞれ加算されます。

北向き窓側	2階		3階	200
南向き窓側	2階	200	3階	300
トイレ付き	2・3階		500	

◆ その他の費用（入所される方の状態等により、これ以外にもかかる場合があります。）

加算項目	1日あたりの費用(単位)
初期加算	30
療養食加算	18（1食1回6単位）

追加項目	1ヶ月あたりの費用(円)
私物電化製品(1台)	500
教養娯楽費	500
貴重品管理サービス	1,500

加算項目	1ヶ月あたりの費用(単位)
経口維持加算（I）	400
排泄支援加算	100
褥瘡マネジメント加算	10
口腔衛生管理体制加算	30
介護職員処遇改善加算	各月の介護保険料の8.3%

追加項目	1日あたりの費用(円)
おやつ代	50
日常生活費	200

追加項目	1回あたりの費用(円)
医療費・薬代・整髪費・歯科治療代・個別外出など	実費

※ 所得に応じて、食費/居住費の負担限度額が設けられており、負担が軽減されます。（負担の軽減を受けるには、市町村への申請が必要です。）

利用者負担段階	対象者
第1段階	・生活保護受給者・老齢福祉年金受給者等（市町村民税世帯非課税）
第2段階	・世帯全員及び配偶者（世帯分離している場合も含む）が市町村民税非課税で、課税年金収入額と合計所得額の合計が80万円以下の方等 ・本人の預貯金等が1000万円以下（配偶者がいる場合は夫婦合わせて2000万円以下）
第3段階	・世帯全員及び配偶者（世帯分離している場合も含む）が市町村民税非課税で、利用者負担段階が第2段階に該当しない方等（課税年金収入額が80万円超266万円未満の方等） ・本人の預貯金等が1000万円以下（配偶者がいる場合は夫婦合わせて2000万円以下）
第4段階	・上記以外の方（市町村民税世帯・本人課税者）

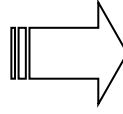
<お問い合わせ> 特別養護老人ホーム花ぞの
 TEL 048-584-7187
 FAX 048-584-7787

☆1ヶ月あたりの利用料金の目安(1ヶ月=30日として)

<ケース1>

要介護4 利用者負担3段階(※) おやつ代、日常生活費、教養娯楽費を追加した場合。

	1ヶ月あたりの費用
介護保険サービス費	28,590円
食費・居住費	58,800円
おやつ代	1,500円
日常生活費	6,000円
教養娯楽費	500円



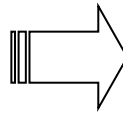
1ヶ月あたりの利用料金

95,390円

<ケース2>

要介護3 利用者負担4段階(※) おやつ代、日常生活費、教養娯楽費を追加 特別な室料200円が掛かる場合。

	1ヶ月あたりの費用
介護保険サービス費	26,550円
食費・居住費	100,500円
おやつ代	1,500円
日常生活費	6,000円
特別な室料	6,000円
教養娯楽費	500円



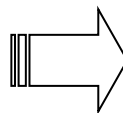
1ヶ月あたりの利用料金

141,050円

<ケース3>

要介護5 利用者負担2段階(※) 療養食を加算 おやつ代、日常生活費、教養娯楽費を追加
私物電化製品を使用する場合。

	1ヶ月あたりの費用
介護保険サービス費	30,630円
食費・居住費	36,300円
おやつ代	1,500円
日常生活費	6,000円
教養娯楽費	500円
私物電化製品	500円



1ヶ月あたりの利用料金

75,430円

●入所される方の状態等により、利用料金が異なりますので詳しくは生活相談員までお問い合わせ下さい。

特別養護老人ホーム花ぞの

Tel 048-584-7187

Fax 048-584-7787

生活相談員：加藤 斉藤